

查事務取扱規程第二十一條ノ産業大分類名、産業中分類名(但シ「十勞務供給業」「12勞務供給業」ヲ削リ勞務供給業ニ該當スルモノハ之ヲ「五商業」「32媒介周旋業」ニ含メ、「十無業」「12無職業」ヲ加フ)ヲ記入スベシ

第七十條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理スル迄之ヲ保管スベシ

一 居住地(郡、市、區)別

二 産業大分類及産業中分類別

三 要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ

左ノ職業分類別

(一) 事務従事者

(二) 技術職員

(三) 一般勞務者

四 年齢別

第七十一條 國民職業指導所長ノ申告票ヲ附表様式第十二號ニ依リ集計シ申告期限後四十日以内ニ之ヲ地方長官ニ報告スベシ

前項ノ集計表ハ之ヲ二通調製シ内一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ地方長官ニ提出スベシ

第七十二條 地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ國民職業指導所別集計ヲ總括集計ノ上附表様式第十二號ニ依リ申告期限後五十日以内ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第五章 補則

第七十三條 本規程中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

官廳被用者及技能検査ニ關スル取扱並ニ附表様式等ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

昭和十四年一月厚生省訓令第一號國民登錄事務取扱規程ハ之ヲ廢止ス

健康保險法中改正法律施行期日ノ件

並ニ健康保險法施行令中改正に關する勅令ノ公布

健康保險法中改正法律の施行期日の件並に同法施行令中改正に關する勅令は共に昭和十六年十月十一日附官報を以て公布せられたが之を掲ぐれば以下の如くである。

健康保險法中改正法律の施行期日の件並に同法施行令中改正に關する勅令は共に昭和十六年十月十一日附官報を以て公布せられたが之を掲ぐれば以下の如くである。

昭和十六年法律第五十九號健康保險法中改正法律施行期日ノ件

(昭和十六年十月十日 勅令第九百五號)

昭和十六年法律第五十九號ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險法施行令中改正ノ件

(昭和十六年十月十日 勅令第九百六號)

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

- 第九條ノ二 健康保險法第十三條第三號(ホ)ノ規定ニ依リ左ノ事業ヲ指定ス
- 一 自動車其ノ他ノ車ニ依ル運送ノ事業
- 二 索道ニ依ル運送ノ事業
- 三 航空機ニ依ル運送ノ事業

四 平水區域ヲ航行スル船舶又ハ船舶法第二十條ニ規定スル船舶ニ依ル運送ノ事業

第九條ノ三 健康保險法第十三條第三號(ト)ノ規定ニ依リ焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業ヲ指定ス

第九條ノ四 健康保險法第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ農産物、林産物若ハ水産物ノ栽培、採取、採捕、處理若ハ養殖、園藝、養蠶又ハ養畜ノ事業ヲ指定ス

附則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年勅令第四百一號ハ之ヲ廢止ス

職員健康保險法施行令第九號第三號中(ハ)及(ニ)ヲ削ル

(參照)

昭和十四年十二月二十勅令第八百五十八號職員健康保險法施行令抄録

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ職員健康保險法第十八條第三項第四號、第二十條第二項又ハ第二十二條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノトス

三 左ニ掲ゲル事業ニ使用セララルル者ニシテ主トシテ現場ニ於ケル作業ニ從事スルモノ

(ハ) 農産物、林産物若ハ水産物ノ栽培、採取、採捕、處理若ハ養殖、園藝、養蠶又ハ養畜ニ關スル事業

(ニ) 燒却、清掃又ハ屠殺ニ關スル事業

昭和九年十二月二十勅令第四百一號ハ健康保險法第十三條第三號(ホ)ノ規定ニ依リ運送事業ノ指定ニ關スル件ナリ